



# 蝦夷風俗彙纂 = Ezo fūzoku isan. [Series 2, vol. 1] 1882

[s.l.]: [s.n.], 1882

<https://digital.library.wisc.edu/>

<http://rightsstatements.org/vocab/NoC-US/1.0/>

The libraries provide public access to a wide range of material, including online exhibits, digitized collections, archival finding aids, our catalog, online articles, and a growing range of materials in many media.

When possible, we provide rights information in catalog records, finding aids, and other metadata that accompanies collections or items. However, it is always the user's obligation to evaluate copyright and rights issues in light of their own use.

蝦車風俗彙纂後編

一

明治十五年二月刊行

蝦夷風俗彙纂  
後編

開拓使



蝦夷風俗彙纂後編卷一目次

○法則

オムシヤの事

オムシヤ考

蝦夷人へオムシヤ申渡の事

擇捉嶋オムシヤ申渡の事

蝦夷人共教化の義付松前家へ渡さる事

書付之事

起請文前書の事

請負人並蝦夷人へ申渡ケ條件事

サイモンの事

償の事

ウカルの事

犯罪者審判比事

釧路乙名下手の蝦夷人を殺害せし始末の事

不義なる夷女を罰する比事

セカチ煙草残禁せる等の事

蝦夷地制札の事

箱館制札の事

煙夷風俗

松前城下高札の事

利別川制札件事

外國交易手付觸書

蝦夷風俗彙纂後編卷一目次終

卷一  
目次

蝦夷風俗彙纂後編卷一

申事。

一〇法則。其文主〇オムシヤの事。

オムシヤといふこと。東西の蝦夷地。北嶋々よう。北  
も唐太の奥ふ至るまで。唱るもとふて。一年も一度づ  
き行へるなり。ある夏秋は漁事より。一切の事は終り  
よて。總土人を會所へ呼集め。日限を定めて。會所の玄  
關の前へ。總乙名脇乙名小使土產取。などいふ役土人

をもじめとして。總土人順序を正して居並び。其次へ  
女子童等所せきまで。傍らなり居らしむ。さて玄關へ  
そ敷出し。戎掛。幕打廻し。側よも米酒煙草の數  
品みて。ならべおきぬ。此時諸有司例の掟書を読み可  
べるなり。これを通辭役請取。夷言。小譯して申渡せり。  
其文左也如し。

一公儀を重じ。御制札表。并前々御法度之趣。堅相守可  
  
申事。

エ、バケタ。エントカモイ。エレンカバアセノ  
ボ。ニタ、アンツキ。ヒリカナ。シユイシヤマ

タ。ヤイカタソ。カンビ。カシケアナエキリ。  
シカ。子カノ。フシコトイ。ヲロワ。エバウテ  
ンケ。アナエコラツ。イランマカ。ヤエコ。  
ベ、ケレ。ニタ、アンツキ。ピリカルエ。タバ  
ンナ。

一日の丸。井中黒御印相立候御船も勿論。賣船たりと  
も難破有之節を別而大切ふいし。聊の品たりと  
も隠し置。後日相顯ふおひてハ。急度咎可申付事。

エバケタ。チユフカモイ。ノカ。ヲマイナウ  
○シヤマタ。ノシケ。クン子。イナウ。ロシケ

○キユープ。イカニ子クシユ。シリモシマ。イホ  
ク。チユープ。子ヤツカ。カトレンカエ子。シウ  
エンテ。チユープ。アヌワ子ツキ。イラシヤンマカ。  
○ウトヤシ。イシヤンマノ。シユシヤンベ。子  
ヤツカ。チユープ。ウンヘ。ヌイナウ。バシテ。  
ワ子ツキ。バアセノボ。イキヤコク。アンナン  
コンナ

一御用狀繼立。并御役人通行の節を。人足無遲滯相勤  
可申事。

エバケタ。トソカンビ。コロラマナン。シヤ

マタ。カモイトフウタレ。ウコハ卫カエ。クリ  
。カシケ。子ヤツカ。ヲロワ。イシヤンマノ。  
クンヂ。ヲマナン。アンクニ。タバンテヲロ。  
イランマカ。ヤエコ。ベ、ケレ。アンツキ。  
ヒリカルエ。タバシナナサキ。ウセロ。ニシ  
一異國船。并難破船等見請候。早速誥合御役入へ  
相届可申事。

出曾類林出曾口上申事

エ、バケタ。ロクント。ヲノ。チユブ。シリモ  
シマ。ヲヤモクテ。チユブ。シヤマタ。シユエ  
シデ。チユブ。子ヤツカ。エチヌカル。ワ子ツ

キ。トナシノ。カモイトノ。ヲカエウシ。ヲレ  
子。アシヨロ。アンクニ。ヤエコ。ベ、ケレ。  
アンツキ。ヒリカルエ。タバシナ。

一 狩物の義。年々出増候様。出精いさし可申事。

エ、バケタ。コシ子。チヨケ。アナキネ。ケシ  
バケシハ。アツカリ。セヤシ。ウコロ。シユツ  
ケ。アンクニ。ヤエコ。ベ、ケレ。アンツキ。  
ビリカルエ。タバンナ

一 火之元大切ふ入念取扱可申事。

エ、バケタ。アベウチ。カモイ。ヤイトバレ。

トワシアンクニ。ヤエコ。ベハケレ。アンツキ  
。ヒリカルニ。タバシナ。

一狩物者勿論。諸產物一品たり共。船方其外。一交易致  
せ。於てハ嚴重咎可申付事。

エバケタ。コシ子。チヨケ。イカシ子。クシ  
ユ。シリモシマ。子フチヨケ。子ヤツカ。シ子  
ウコツ。ホカ工。チボグル。シリモシマ。子ヤ  
ツカ。ビヨクウ。ウタレ。アヌワ子ツキ。バア  
セノボ。エチヤコク。アンナンコンナ。

一常々漁事出精い。食料貯置無差支様致し。尤作

一物等を追々心掛可申事  
エヽバケタ。フシコトエワノ。アナエコラチ。  
ウラケトバ。チヨケ。セヤジ。ウコロ。シユツ  
ケクニ。タバン。イベハル。子ヤツカ。ヤムシ  
ユカ。アンテケ。ウシヤ。テタシケフ。トエタ  
。子ヤツカ。モエレタラ。アンクニ。ヤエコ。  
ベヽケレ。エラム。アンテヤン

一親子兄弟夫婦をそじめ。親類とあ睦じく致候義ハ  
勿論。都て土人共中よく致し。男女年頃小及候。役土人共世話致し。縁組爲致可申事

エ・バケタ。ウボコロ。ウタレ。イレタレ。シ  
リモシマ。シ子チセウンベ。ウタレ。シ子ケウ  
トモ。エコロ。アンクニ。ウタシハ。ウトヤシ  
カラフ。アンクニ。タバン。シヤマタ。ラツカエ  
ボ。メノコボ。シユクフ。ウタレ。アヌワ子ツ  
キ。ヤクトジン。ラロワ。イランマカ。ウト  
ヤシカラフ。ウムレカ。アンクニ。ヤエコ。ベ  
ケレ。キナカンコンナモナヒエキエキエキ  
一土人共私ふ他場所へ參り候義不相成候。若無據用  
事ふて罷越候節も詰合へ願出差圖可請事。

アバケタ。トジンウタレ。アヌン。コタシ。  
ヨン子。イトンムツ子。エツバニ。カエカトシ  
ヨモ。アンベタバン。カトレンガエ子。エ子カ  
リ。エシヤンマノ。エツバエカエ。ワ子ツキ。  
カモイトノヲレ子。シヨカムケレ。ヲロワ。ハ  
エアンクニ。ヤエコベケレ。キイナシコンナ  
一喧嘩口論を勿論。言葉をたくみ聊ふても。償ケ間敷  
儀致をまじく。若相背くふてても。嚴重咎可申付事。  
エバケタ。ウコエキ。ウチヤタエ。イカニ子  
クシユ。シユシヤンヘ。子ヤツカ。ウタシバ。

丁。ウコアシケクニ。ショモ。アンベタ、バンナ。  
土カトレンガエ子。子ワアンヌル。ハエタクニ。  
ウコラチ。キエウタレ。アヌワ子ツキ。アナキ子  
。バアセ。ソボ。エチヤコク。アンナンコンナ  
一會所支配人番人未至るまで。隨分親しく致し可申。  
其上非分之儀有之候。早々可申出事。

エトバケタ。ヲヤカタ。子クル。シリモシマ。  
古ウセ。モ。ヲロバツクノ。イラシマカ  
。シ子ウケトモ。エコロアンクニ。タバン。子  
ワアンベ。シリカシケ。ウシヤ。コウエンウタ

レ。アヌワ子ツキ。シヨカムケレ。アンツキ。  
ビリカルエ。タバニナ

右之通申渡候間。其外申渡候趣。彌堅可相守者也。

シイ。シカフ子カメ。イタキ。サンルエ。タバ  
ンナ。タンベ。モシマイタキ。サンルエ。アナ  
アエコラチ。イラシマカ。ヤエコベ、ケレ。

ニタ。アンツキ。ビリカルエ。タバニナ

如此申聞せ。又改て今度御領ふなりぬれば。蝦夷地總  
土入どもへ。御教諭比御申渡しあれり。其文左の如  
し。

一此度先年之通り。タニゴタ。ヘンバテ。コラチ。東西手ユヌ  
カ。ヨロワ。チツブ。ニンケシ。ロバウタ。鳴々共モジリシカ子カ。公邊御直支配被仰出候  
ニ付而モ。エニド。シマクタ。カモトニカ。アルエ。タバシ。クシユ土地之者共御撫育方。タ  
バシ。ウタレ。ヲビツタ。ウヒシバ。カト。子  
ヤツカエキ。其外都了御役人より。厚く御世話有  
之候間。シリモシマノ。タバシカモイ。ヨロア  
イテシマカ。イトヤシカラフ。アンルエタバ  
シナ。難有相心得可申。イコバセ。ヤイラ不ケヒ。

クニ。エラムアンテヤン。尤漁業働く方之儀者。是迄之通り。シヤマタ。エツコ。ウラウケトハ。  
チヨケ。セヤシカト。イカニ子。クシユ。支配  
人番人差圖を請。精出し可申事。ヲヤカタ子クル。  
ウセミ、ヤモ。ヲロバツクスアナエレンカ。シ  
ヨモ。ハエダクニ。キイナシユナシユ。一御國の言葉をそうひ候義。勝手次第たるべし。エ  
バケタ。ヤエカタノシ、ヤモコタン。イタキ。  
キルシユウ。ウタレ。ケウトモ。レンカエ子。  
イキヤン。幼年の者へもシユウクナ。ウタレ。ネ

ヤツカ。習モせ候様可致事。ヤエ。エチヤコタ。  
エラムアンテツキ。ヒリカルエ。タバンナ  
一蝦夷人共。銘々住居致候場所限り。エバケタ。ア  
イノウタレ。コロコタン。子ナエアンベ。縁組致  
候仕來り候處。ウムレカ子ア。コロカイキ。年  
頃不相當之者も有之不宜候間。ウグシハ。シユウ  
クフ。カチャマ。ウエシルクバン。クシユ。已  
來外場所より。勝手次第縁組致し。イマカケワ。  
アヌン。ヲロワ。子ヤツカ。レンカエ子。ウム  
ヒカ。アンクニ。キイナシコンナ男女共。獨身之

者無之様役土人共厚く世話致し。ヨツカエボ。メ  
ノコボ。子ヤツカ。シ子フ子ワ。イシヤンマノ。  
クニ。子ヨウツナウタレ。コンツカイウタレ。  
イランマカ。ウトヤシカラブ。アンテケ。土地  
繁昌。及候様可致事。タバン。コタン。シビアシ  
ヨロ。アンクニ。ヤエコ。ヘケレ。アンツキ。  
ヒルカルエ。ダバンナ

一家作等者。濕氣浅請ざるため。床を張候義不苦。エ  
バケタ。チセ。アルカルド。カチヤク。ルエタ  
バン。クシユ。ウシヤ。シウエンテ。キイナン

コンナ。イカマカケワニノアリ。ソツケ。コロワ  
子ツキ。エコニロ。エサンマノ。アンルエ子ナ。  
其外田畠等布。精々心掛。子ワアンベ。クリ。カシケ  
ダ。トエタ。子ヤツカ。ヤエケシトエワ。食料  
貯候様可致。農具種物等を。願次第相渡可申。イベ  
ハル。子クンベ。ヤエムシユウカ。アレクニ。  
タバン。エタクニ。ビエ。シヤマタ。ツエキフ。  
子ヤツカ。コシルシユウエ。ウタレ。シヨカム  
ケレ。ワ子ツキ。アサンケ。ナンコンナ。其外  
髪を結ひ。月代を剃す。湯入候類。子ワアンベ。モ

シマ。モトヽリ。シナシメムケ。シフライ。子  
ヤツカ。總て御國之風俗を。學び。きものも。シリ  
モシマ。ヤエカタノ。シヽヤモコタン。アンベ。  
ブクイゴサバ。アンルシユウ。ウタレ。レンガ  
エ子。ヤエ。エチヤユク。リニ。御許有之候間。追  
々心掛可申事。モエレ。タラ。子ヤツカエ。アラ  
ムアンテリニ。ヤユコ。ベヽケレ。アンツキヒ  
ルカルエタバンナ

一  
蝦夷人。簾笠草鞋等用ひ。候故。おのづから病を請  
候間。エヽバケタ。アイノウタレ。ムンエミ。バ

テコニチ。ムンアシベ。シヨモ。エユロワ。ク  
ニユ。ウシヤシユエ。アンナンコント。以來運  
上屋番屋より相求。勝手次第相用候様可致事。タン  
ベ。イマカケ。ヲロワ。カヰシ。バンヤ。ヲロ  
ワ。子ヤツカ。ツエコロアンクニ。タバンナ  
一死人あれど。其家を焼拂ひ。エバケタ。チセ。シ  
ヤンベ。コルコ子エ子ア。ナセ。ヲフエカ。他  
小移り候ならぞしみて。其場所不繁昌之基ニ付。ヲ  
ヤチセ。ヲレ子。ヲカエカ子。アンルイ。子ア  
ワ。クシユ。子アコタン。ウエニテ。クシニシ

リ。アンナンコニナ以來其仕來り改め。永住致  
候様心掛可申事。イマカケワ。子ワイキリ。エシ  
ヤンマノ。シロマヲカエアンクニ。ヤエユベ、  
ケレ。アンクニ。タバシナ

一男女共髪を切ア耳か襟を掛け。女子そ口の廻り手首  
等よ。エハケタ。ヲツカエボ。メノユボ。ハア  
ルトエハ。ニンガリ。ラツケ。メノユボ。子ワ  
子ツキ。ナヤロ。ヲロワ。テケ。シカフ子カノ。  
入墨致候義も強而好ニ不申者ハ相止可申候シヌ。  
エカト。ショモ。ラムシマクル。アナキ子。子

ノカエテケ。キニヤツカ。ヒリカルエ。タバ  
ナ此後出生之男女共。右之趣ふ相心得せべて御國  
此風俗ふならひ。成人爲致候フ。徃々の仕合ふ可  
相成事。タンベ。イマカケワ。シユウクブ。ヲツ  
カエボ。メノコボ。子ヤツカ。子ワアシヌル。エラムアン  
テウ。ヤエカタノ。シハヤモユタン。ブリシト  
リ、コル。子ワツキ。ウヲノシ。ウタレ。ヲカ  
エ。アナヲ子コタン。カミクシベ。タバシナ  
右之條々。役土人共。能々會得いたし。シリ。シカフ子  
カ。ヲツトナ。コンヅカイ。ウタレ。イランマカ

。エラムアントワ。ウタレ。ケセ。ヲロバツク  
ノ。ニタ、アンクニ。未々仕者迄不洩様可申諭事。  
ヤエコベ、ケレ。アンツキ。ヒリカルエ。タバン  
ナ

厚岸よてそ。通辭利兵衛。釧路よてそ。三右衛門。根室よ  
ても傳藏。右の譯文を讀。かくて上坐せ御役人。盃をヒ  
リ上げ。イクバシユイを右の手ふもち。一杯飲みて。次  
此役々つ盃残廻せ。夫より總己名をそじめ。役土人へ  
盃残遣ハし。かゝの如く式法をそれば。並び居る男女  
をおのぎまく。盃を把て飲をじむ。酒宴漸く酣ふ至れ

メノコ等立出て輪ホ連なり。手拍子をうち一齊ホ  
かけごゑして躍る。そのうち鶴の舞などいふ躍マハ  
りて。鳥比翼を延べたるうそち。また餅を啄むやうせ  
さまをなす。そじめのやども恥もそしき面持ねれど  
本。後小ハ十五人二十人殖え來て。いよいよ佳興ホ入  
り。いつそりべしと本思ハれど。其中小本し男子比醉  
ふ乗じて。其輪比内へ躍マハいらんとせれば。決して入  
達たてば。輪を余所へ轉じて。これを避く。教へなきえ  
み。しなぐら。自然男女比差別あるハ。最志不らしたま  
とねうさて。兩三日之内ハ。いづ達の夷家ホても寄集

ひて。酒飲かもし遊びくらまちと。内地ふて正月阿そ  
びといふがごとしがやいよしへよりも仕來りふて。  
夷地ふてせ一大行事なり。今度御改正ありて。いさ  
りあやかそれども。オムシヤふてを。先々より法の  
おとくおこなふるなり。餘庵按。此オムシヤ  
といふことハ。東西せ蝦夷をさらなう。東の嶋々よう  
北そ唐太比奥まで。いとぬるきことなり。そを  
何とてオムシヤと名づくるよや。彼地ふて尋るよ志  
れるものなし。志ウラバオムシヤといふを。休らひ憩  
ふといふ夷言ふして。其義も國後嶋を。一名オムシヤ

曰ふて。東蝦夷の極地より嶋へ渡りそむるふ。まづ此  
處にて憩ふといふをもて。名よしたるふや。これよよ  
つて見るときも。夷人等が一ヶ年は活業もをそりぬ  
きば。ゆこひや坐らふといふことよや。阿らん。一案ふ  
そなへて以て大方北考へを俟のス。東蝦夷夜話  
俊明廟の御時ふ。蝦夷國界は見分御用として。有司兩  
輦。蝦夷地へ巡行す。既小國後嶋ふ至りし。蝦夷北習  
ふて。オムシヤといふこと茂催す。此オムシヤも。高貴  
の賓客を尊崇の饗應ふ興行す。扱蝦夷土人の内ふ乙

名と小使と云役目あり。日本の有司の目見のときふ。  
オハシヤ戎興行するハ定例なり。此時日本比土産戎  
與ヘ酒を蝦夷ふ振舞を土地の定例とす。時ふ松前シマフ在  
島の内アツケシハ小使シモチノツカモウハ乙名シ  
ヨンコ。及び國後嶋近島の乙名サンキチ。脇乙名ツキ  
ノエ等を呼出し。此者共そ何達も國後嶋近所百餘里  
隔たる所の海邊場所の重立たる蝦夷人の長なり。扱  
此もの共比裝束比下着也。平生比蝦夷產比のつしと  
云て。日本比大布小似ゝる物を着し。其上ふ日本小袖  
の引垂き單物を着し。或も領主より賜そらたる赤地

の蝦夷錦の陣羽織など戎着し。蝦夷土人等も手を率  
出る。大勢なれども段々蝦夷土人より、蝦夷土人互  
に手小手を取合て連り引伴ひ。有司前小目見小臨む。  
其體甚恐れ敬て。肌を震ひて謙遜し。傴僂して歩々禮  
讓厚く慎て。其席小跪坐也。有司は命ありて。通詞せざ  
る内も謹て言ふ事なく恭しく合掌し。良有て後有司  
に向ひ。坐を居ざり進みようたるとき。通詞ふ因て有司  
司名をせべ出せ。土入兩手を擧て拜し。肩小當て已づ  
胸小摺す付。いわふも敬ひ手戎も。誠小正真の活神  
小應對せし体小て。再拜し感伏したる體小て。初めて

音聲を發するなり。其音聲呼嗟々々々と云。頭を下げ  
謹拜して。座を退きぬぐら。セイコユルシカシ。難有添  
事しヒ云  
なり。も初てもの云て。又呼呼々々々と呼ア音を發し。  
再拜して容貌正しく列坐したる體ハ。夷狄小天晴な  
る禮義なモ。扱盃の酒を盛りて給れモ。盃臺共ニ請て  
再拜し。イクバシとて平直なるつらを持て。天地海山  
大水此神々小手向け。再拜しなら何ウ口此中よて  
唱へ言して。後よりへら小鼻の下此髭をまくひ上げて。  
其酒を飲むなり。それ迄も巍々堂々として跪坐し居  
れども。漸々と醉のめぐる小從ひ座の崩れるを待て。

有司の御土産也。米數俵酒一兩樽。煙草數包等。戎累々と其坐より積飾りて與るなり。於是通詞せ告ふ曰。御土産を皆せ者より下さる間。謹て戴くづき旨を演説せられば。領解し恐敬して頂戴するなり。是皆オムシヤ。此法式なり。此禮畢て其席を退き。戸外より出で賜り物を疑ひ伺ふなり。時より有司下知して與ふたる物を賜ひ遣せば。途中より早速樽の内の酒は虚實を伺つる。指を入れて探すなめて。好惡哉味ひ試るなり。錦せ裝束せ儘みて。酒樽をかつぎ蝦夷旅宿小歸るなり。都て蝦夷土人の情も。初より嚴しく終より崩れざるも。

のなり。萬事是より准ひる人情なり。謁見の禮を厚くして、離別の禮をなし。蝦夷草紙

## オムシヤ考

オムシヤと云事も。早くよう片假名もて書習をしはれば。所の者も其故よし定小辨志らぬふ。蝦夷雙紙及夷言雜話等ふむ。蝦夷比饗應振舞比事と有比み小て。其後の文どもよむ。名義比譯書なせる者も見及ぞぬふ。國後は別名をもオムシヤといへるねど考合て。夷言を思取し人も。是彼有てその解など顯せず。文も見侍過ぎ。抑オムシヤと云事も。蝦夷どもよむべて酒其

外のもの取らせ。掟書讀聞せらる事なれば。夷言を其  
儘打まうせて。云傳ふべき謂も。所らざるべし。此方ふ  
て夷言を唱へ來連るを。地名人名の外を見ちらぬ草  
木。鳥獸。其名残稀少いふのみよて。其他を絶てなし。東  
風小舟群來セキウチクノ等。其類也。松前邊。其言なり。又。其方ふ  
て和言を用る事也。殿オトナ小使會所運上家支配人  
番人馬牛等。其餘也有ぬべし。扱蝦夷共ふ徃古より贈  
すしむのを。言語不通ふて和言を云傳ふる由もなけ  
れ。夷言もて名づけ。後ふ通辭。杯徃來せるふ至て。渡  
せしも。其名もて言傳ふるふ。唱安きも強は夷言本

て。名付事もやらぬ習もしならん。此方ハ前よりいへ  
る如く。地名杯の類以外を。素より夷言をまねふべき  
事よりや。見聞儘ふ。熊送り杯さへ。和言ふいへ  
るをや。まして官吏せ取扱ふ。オムシヤ哉。夷言者て。云  
傳ふべき理をやらじと思ふよ。天鹽せ邊にては御撫  
謝と書傳ふるよし。是もまた夷言よやらばといふせ  
みふて。押定たる様より聞えたり。予が考ふぞ御赦なら  
んりと思ふ。さるそ嘉吉以來松前家所領せし後モ。蝦  
夷屢叛きし事の遠ども果モ必和談調ひし事よりて。板  
降人ふ成し上モ。憶の外ふ罪を御赦せ印とて物取ら

せ。此後比事共云聞せ等せしみて有べくと思ふよ。蝦夷亂記寛文亂　ふ權左衛門と云もせ。シヤムシヤイン其

餘の者を計る條よ。和議よ於てそ既よ調ひし處なま。汝等生れぬる祝ひ比酒給るべしとて。金堀の小屋の中へ入れ。清酒二樽を贈る。略五百人比飯炊く残心得ぬ事よと思ひけん。炊く者よ近付其よしを問ひくるよ。既よ和議調ひ明日城中よ歸す給ふふよう。祝ひ事比饗應有べき

今もオシヤムよそ飯振舞なり

料よ備ふと答へ々れば略とあれど。此前後降人よ出

て御赦の時も必酒飯等與へし習をしなれば。そ。權左衛門もさらなり。米炊く奴僕迄も。らく云て談せしならめ。されば御赦の時よいはも酒等とらせ。掟書讀聞せし事なる。頑愚輩ともされば叛きし故ふ。折々御赦とてかくる事取行ひしるを。漸々彼等も叛く氣力をうせて過ぐる儘ふ。果そ撫育の爲ふ。年々御赦せとらせ物まる事ふ成行たるふて。其名義素より和言なれば。彼の方を深く考辨へあらば。又こあたふをかく成來てそ物取らせ。掟書讀聞くせほるべ大意なれば。今はざくふ其事故傳ハらぬ成べし。さてそ國後

本往古嶋殘らば叛けど。終ふ降人ふ出しろぞ。オムシヤ  
といへるふもかなへるや。東蝦夷日誌

蝦夷人へオムシヤ申渡の事

一前々より被仰渡候。御法度比趣き。堅く相守モ。上を  
重じ。親を大切ふいたし。夫婦兄弟モ勿論。親族朋友  
モ至る迄。睦敷可致事。

一御用船其外船々難破等見受候ハ。助船差出し可  
申候。若異國船又を怪敷船等。出稼先モて見受候ハ  
ナ。其所運上家へ可申出事。

一御狩物比義モ。前々より出增の儀。堅く申渡置候得

共近頃も出不足す相成候間。其方共より平夷人ビ  
モヘ急度出増出精可レ爲心掛事。

一御用狀并諸士通行の節モ運上家よう申付次第無  
違背堅相守。繼立人足無滯可レ相勤事。

附萬一荷物紛失いたし又そ損じ候節ハ請負人モ  
不及申一同不相濟。若荷物杯切解き品モ比盜取候  
夷人有之節ハ其モの急度嚴重の御處置被仰付候  
間篤ヒ相辨。平夷人共一モ能々可レ爲相聞事。

一喧嘩口論堅く致生べうらひ。朋友の蝦夷人共互モ  
仲能いとし。平日言葉モ意趣を含み償ケ間敷儀致

間敷事。一蝦夷人病氣取扱の爲め。御醫師被下置候間。聊此病氣よて吉運土家。并番家へ申出藥用可致事。

一蝦夷人出生并病氣有之節を。其度よ運上屋へ相届可申事。實五山脉隣鄰其古共也。同<sub>レ</sub>申戴一平夷人也。内獨身也。ものよそ。其所乙名元より厚く心を用ひ。相應の嫁聟等致世話可遣。左候<sub>レ</sub>。末々人數も大勢よ相成。末繫昌致候。基候間。此所能々相辨へ心掛可申事。一當年數多入込候。鯉ニハ取の者。猥よ無心等の義

申掛間敷候。尚又交易ケ間敷義決して致間敷候。若  
又夜中掠隱し賣買等致し候も於有之そ。忍れ者  
差出し置見當次第召捕へ急度處置申付候間。其旨  
相心得。其方共より平夷人共へ急度可申付候事。

一春鮓漁業中を勿論。平日共支配人通辨番人の差圖  
を受。萬端實正ふ相勤候様。其方共より一同へ申渡  
可置候。尤和人とても格別非分の義有之節そ。不隱  
置内々詰所へ可申立事。

一火れ用心堅く相守り可申事。

附山々木樹有之候間。野火等付間敷候。萬一燒拂

候てそ。徃々家木又そ薪木等小差支候間。能々相辨  
へ其方共より。平夷人を始めセカチも到る迄。可申  
付事。

右此條々申渡候間。堅相守可申候事。蝦夷雜書

嘉永三年戊八月

磯谷 運上家

○擇捉嶋才ムシヤ申渡の事

一前々申渡の御法度此趣彌堅く可相守事。

一公儀を重んじ。親を大切下致し。夫婦兄弟むつまじ  
く萬事正直よ可致事。

一喧嘩口論。總て物さもぐしき事いゝさば。一統中能

く致せべし。且又惡だくみを以て償ひ取候義堅致  
申間敷事。

附り根もなき演説を申ふらし候も比有之候ハ  
其モ比召連早々會所へ可罷出事。

是迄喧嘩口論都て如何敷事も不承。此上猶總体  
取締宜敷いたまづし。其方共の申付を自然と用  
ひざるも比有之候リ。申立べし。都て不法比者  
有之節也。夫よ取合不申支配人へ申立。捌を受可  
申事。

一何事よよらばよろしからざる事を。大勢申合候モ

御法度候間。右體をも堅くいたしまじく候。若又  
惡敷企をいたし候。有之時も。早速注進いたし  
候。も。其科をゆるし。御廢美被下  
候事。

一外國より渡來せもの。又そ得撫嶋より先々の者來  
モ候。兼て申渡置候趣よて。上ヶ置不申様。手當  
致し追返し可申。尤其段晝夜よかきらば。會所へ可  
申出事。

一露西亞船見受候。早速注進可致義を勿論の事  
候。尤銘々兼て弓矢等拵置。早速會所へ可馳參候

事。

附異國人渡來此節。自分の諸道具片付候義を。老人女子等ふ任せ置。男そ拾五歳より以上。六十歳以下のもせそ。本文の通銘々得道具を持。會所へ相詰可申候。尤老人子供等爲立退候場所そ。兼て見立置一人たりと。も被捕様いゝし。其時ふ至るも混雜不致様。心掛け置可申事。

一當島此義を。以前そ米酒たゞ。等。厚岸場所より持渡り。漸々少々宛交易いゝし來り候。然る處御開嶋以來。其方共も出精いたし候ふ付。厚き思召を以酒

多葉粉着類。其外何より此入用の品相あまう。御  
人數餘多相詰居候事そ。外國比御備且其方共撫育  
の爲小候間難有奉存彌安心いたし。請負人支配人  
番人共此差圖を受。勵方出精可致候。當時より萬  
事不自由無之。其方共一同安堵致候義も誠ふ以難  
有事小候間以前此艱難を存出し。御仁惠の程子孫  
迄も申傳一忘却いたぬまざき事。

一漁業此義そ。受負人支配人并其所此番人共差圖を  
隨ひ。平生出精いたし候義そ勿論の事。候猶亦飢  
餓此年。手當等を常々心掛置。手透の間も食料此手

當第一、貯置可申事。

一鷺<sup>サシ</sup>ニ義<sup>ミ</sup>。是迄<sup>ハシマ</sup>の通冬、中精出し取年始御禮として。  
乙名共會所へ罷出候節持參可致候。其外狩物の義  
も心掛取獲候。其所の番屋より改を請。是又乙  
名共御用ふ付。會所へ罷出候序<sup>ヒ</sup>節持參可相納事。  
附う何品よよらす。狩もの類番人共へ相對を以。  
番賣買交易致候義も堅く停止の事よ候間。右様<sup>ヒ</sup>  
義決して不致様。總村方共へそ乙名どもよう。精  
々可申付置事。

一風俗相改候上も。何事も番人同様言葉等も心掛可

申事。

一近頃亂髮比毛の間々見得候。總體髮を結候様可申付事。  
一年頃ふ成候も比毛。女房爲持可申。縱令乙名たりと  
亦妾多く持候義も無用の事。

一醫師被差置候間毛。病人有之候。早々會所へ申  
出療治受可申事。其外病人を勿論。老人孤獨の類。或  
そ育人都て不具比毛比難義不致様。乙名小使共厚  
く世話いゝし。會所へ申出候様可致。然る上毛會所  
より手當致し可遣事。

一請負人其外支配人番人を不及申。假令詰合の家來  
たりとも不法非分の義致し難義より及候。早々  
可申立。若又支配人へ難申聞事も通辯心得たる村  
方を以直ふ詰合へ可申聞。其外何事よりらば急注  
進又そ内願等も直ふ詰合へ申聞度事有之候ハ  
バ。是又同様ふ心得可申事。

一海岸の義を兼て村方一同申合。晝夜心付夜中折々  
見廻う。少しも異變此事候ハ。早々會所へ注進可  
致事。

一前々申渡置の通。會所近邊山々を不及申。其外所

々番屋近所の山々より至まで。野火附候義堅く致べ  
うらば。其旨總村方へ精々乙名共可申付事。

右此條々堅可相守。總體村方のものへ可申渡候以上。

月日 御用地御用留

沖の口番所取扱廉書等の事

私共義何年蝦夷地へ爲自分稼罷越度奉存候處。  
願の通御聞濟被成下難有仕合より奉存候。依之左  
此通被仰渡候。

一前々被仰出候御法度の趣。堅相守べく事。  
一御場所御詰合御役人様御下知を勿論。萬事支配人

一取合。御場所御差支。不相成様。相心得可申事。  
一蝦夷人を掠め非道比儀。且惡心を以夷人へ申合等  
仕間敷。御場所より取揚候荷物も。不殘場所へ相納  
め。密賣買等の義。堅仕間敷事。

右此通被仰渡一同承知奉畏候。萬一相背候義後日相  
聞候ハ。急度御咎可被仰付候。依て一札差上申處如  
件

何月何日

何場所稼方

何の誰

同 同 誰

一諸國廻船出入改方の儀也。其港前より仕來亦有之。年

來入津の漁船乗組シマの。心得居積來候荷物届方等の義正路シマ申立改請可申勿論此事小候得共。中より近年心得違シマ族有之。荷物届方も種々紛敷義も相聞候間。松前江差同様今般新規沖の口御番所も相建。出入の船々改方嚴重シマ有之候間。若心得違不相當シマ義等有之節を。港仕來法の通取斗候間。其旨兼て相心得候様。入船の砌。船々乗組シマの。書可申聞候事。

一積來候荷物此義も。穀物其外箇物シマても。其品相分シマ候シマ。其通シマ有之候得共。譬シマ箱入等シマて物品

の様子難相分也。別て品合等正路より可申立。若届より相洩たる品市中より有之候得モ取押置出所糺の上及沙汰候。當御番所は届書より無之。積付の斷書等未不致荷物も有之間敷事より候得共。若船改せ節書付外せ荷物も有之節也。封印の上問屋へ預出帆の節より至り。封印改を請爲積入。當港よりて賣捌不相成候間。其旨問屋小宿等兼て相心得。入船の砌船手とも申間候様可致事。

但入酒は義。前より船手心得違のモ此直相對よりて來賣買等も有之紛敷候間。十ヶ年以前酉年市中へ

也嚴敷相觸候處。其節名主共より申立以來不正  
比事爲無之。積方の内三割宛役錢用捨よ相成候  
處。近年も悉く相弛み市中商人共方よ無判の酒  
樽も有之哉よ相聞候。此後見廻り比モノの見當う  
候得バ。取上ふ致し候間其旨兼て可相心得事。

一夜中小澗入致し候船々そ改モ不相濟以前荷揚等  
不相成事候。萬一風波惡敷相成凌の爲上積の荷  
物等。荷揚爲致度義有之候ハ。沖の口御番處へ相  
届。差圖を受候上ふて荷揚可致事。  
一蝦夷地產物并六ヶ場所近在あり相廻り於當港諸

廻船へ積渡候品も不少事有之候。近年積入物届  
方も紛敷儀有之哉。荷物萬のびて金高も無之  
品物のみ届書も申立。譬そ數の子干鱈鮓柏油也  
類。届書等も積入方を減じ候も有之哉。相聞候  
間。此後も不時見廻う差出。若届等も無之荷物  
積入も勿論。不相當儀も有之候。出帆を差留  
嚴重も相改候間。兼て船々へも可申聞置候事。

但出油の儀も。蝦夷地御拂の產物にて。其高見當  
も有之所。積出しひ届とも格別相違も有之。右を  
問屋小宿等も糺せ。夫々申付方も有之候。得べ

亦適せ義を先不及其沙汰候間。向後の處不相當  
は届方無之様可相心得候。若紛敷儀有之候ハ。  
急度相糺候間。其旨兼て可相心得事。

一市中内問屋小宿もても無之也。船手のあは直  
買等い。し取扱候もの多く有之由。右も注文物  
と唱へ。問屋も不拘。銘々限荷揚の節届書差出候も  
有之候得共。是も其名面家數も分う有之候。右届等  
無之向々。船手直商買等い。し候も有之哉。子相聞  
候間。是亦見廻モ。其の等見當候得バ。物品取上候  
間。其旨兼て可相心得事。

右付趣此度新規沖の口御番所。被相建候付。改得と申達心得違無之様可仕旨。被仰渡奉畏候。依之御請印形差上申處仍如件。

文化八年三月  
問屋  
小宿

前書の通問屋小宿へ被仰渡候付。市中商人どもおも相心得罷在。紛敷義等無之様可仕旨。若御改無之物品賣買仕候義。御見當被成候。物品御取上小相成候旨。被仰渡承知奉畏候。依之御受印形差上申處如件。

文化八未年三月

總代某

一蝦夷地場所より。直子他國へ乗落し候義を。前々より停止候處。萬一場所より他國へ乗落候節を。見分の者不被差遣。口錢七倍増の償可心得。尤其時宜子寄候間。右始末其時々相伺可申事。

一東蝦夷地場所產物。請負人勝手次第。松前箱館兩港の内より。賣捌可申段。市中一同へ申渡有之候事。

一東蝦夷地。一番船差下候節を。一艘子付役錢一貫九百二十文づ。取立の通詞番人此外。稼方仕事の乘組相成候節を。一人子付役錢一貫二百文定。稼方役

錢取立可申事。

一 蝦夷地通詞番人也。當御領百姓ふ相限う候定ふ付役錢無之他領稼方比ものも。一人ふ付一貫二百文づ。取立可申事。

一番船汎外。圖合中遣船等ふて。稼方比もの乗組相越候義有之。右を番船同様役錢一貫九百文づ。取立都て番船同様の手續を以。取扱可申候事。

但松前より東蝦夷地へ下船の義。當所沖の口を經候得也。請負人共難義比譯合も有之候ふ付。松前より蝦夷地へ直帆致候積う。尤直帆船名石數

乘入數產物入高。且又番人稼方乘組候節也。同様  
船名等迄月限取調。松前沖北口御番所より申來  
候等此事。

松前陸通。蝦夷地へ罷越候番人稼方の志也。當別  
改所にて切手。再改の裏書致し遣候事。

一 蝦夷地通詞番人北義也。定人數有之。越年北ものも  
届書爲指出。且又場所出立北節也。請負人并問屋差  
添。沖の口御番所へ呼出し。心得書讀聞せ申付候事。  
一 東蝦夷地船役取立方也。圍荷物春夏秋荷物等北名  
目よて。穀役船役其外小役とも仕來北通。爲相納可

申候。尤蝦夷地へ差立候船も。三人乗以上の船は限  
り候。共左候て。又差支も有之候。付。勇拂迄を二  
人乘以下中遣船以上を差立させ。船役を仕來の大  
船並の通。穀役船役取立可申候。乍然小船差立候と  
も。艪帆差止め木綿帆ふ爲致。船名船印等兼て爲差  
出。常體漕船ふ繁雜不致候様申渡置候事。

成九月松前へ問合定る夏船も。一場所ふ一艘づ  
く。ふ限る。但夏船は分も。西蝦夷地振合の通。丸太  
役申付。人足せ義も。本文名目の船々より。仕來せ  
通取立可申候。

一山越内場の義も。荷物陸通も運送場所より候間。陸通  
相送候荷物は義も。箱館沖の口御番所宛。又そ勝手  
より寄當別へ送の節を同所宛。何處當所の内へ山越  
内詰合より。送狀相添候積り。尤右の段請負人へも。  
兼て申渡置候事。

一西地請負場所の義も。產物積取より付。船數凡定有之  
候間。東蝦夷地の義も。取極置可申候事。

一東蝦夷地。秋味積取船は義も。前同様穀役船役其外  
役物等。爲相納候錢は義も。仕來を以松前箱館市中  
相場より取立可申事。

但根室國後場所。秋味の義も願上江戸直帆致候事。

一根室國後江戸直帆秋味の外。箱館へ可相廻船。他國へ乗落し候節也。其時々相伺取斗可申事。

一東蝦夷地場所々々圍荷物貟數届書。并翌年積取船差向方等。前年書面爲差出可申候事。

一私領の節也。東蝦夷地荷物も松前よて。一體より相捌候仕來よて。右荷物積取船逢難風落船まゝも無據子細有之。箱館へ入津願上。於同所荷物相捌候節も。口錢比義箱館へ相納候通。二重より松前より相納

候私領仕來候得共。此度在松前箱館兩港内。勝手次第荷物相捌候様被仰渡。右ふ付箱館ふて相捌候分。箱館へ相納別段松前へ相納候ふ不及旨。被仰渡候事。

一當國ふ住居致候大工木挽共。蝦夷地へ罷越候節も。受負人どもより番人せ積り願出。無役みて番人せ切手相渡し遣。在其年より歸郷迄。年々職人役の義也。一ヶ年ふ付錢七百二十文づ。取立。其外旅大工木挽共せ分也。蝦夷地へ差遣候と。旅人並の通取立。猶又稼方役一貫二百文とを取立。稼方の稼切

手相渡し可申候事。  
一根室秋味鮭積取船此義也。請負人より江戸直帆願  
差出候節。若數船名等相認可申立候。檢尺改方の儀  
そ。松前箱館兩港の内出帆此場所にて相改。場所詰  
合へ右間尺石數相認候御用狀。船每小相渡可申事。  
但右秋味鮭積取船へ口錢取立方此義也。場所詰  
合みて積石船脚等相改。船限積入高申來候上よ  
て。松前箱館市中相場を以。口錢取立可申事。  
一秋味積取として。差下候船數丈鮭無之。外荷物粕油  
等積入江戸直帆いたし度段。船方より場所詰合へ

貴相願候。取調上右願聞濟遣し。口錢の義を勝手の筋を以相願候付。江戸直帆の分も。秋味同様此口錢爲相納可申候事。

秋味船穀役船役取立の義を。松前箱館兩港より出帆此節取立可申事。右の通御用地以來。沖此口取扱方廉々。書面此通子御坐候以上。

文政七甲申年九月 御用地御用留

○蝦夷人共教化の義。付松前家へ渡さる。

書付の事

寛政十一未年正月十六日。安藤對馬守よ  
す松前若狭守へ。被相渡御書付。

今度異國境。御取締被仰付候ふ付。東奥蝦夷地の内嶋  
々迄。年々其方収納比分也。御用中從公儀御取替金御  
下ヶ可被成下候。右の御用御書院番頭松平信濃守。御  
勘定奉行石川左近將監。御目付羽太庄左衛門。御使番  
大河内善兵衛。御勘定吟味役三輪藤右衛門。右五人の  
面々重立被仰付候。右土地比蝦夷人共。教育の義始交  
易の趣法等。萬端差別進退可仕旨。被仰出候間。是又得  
貴意右の面々差圖より任せ候様可被致候。委細の義を

掛の面々よう可申達旨相達候條。得其意可被談候。

正月十六日

同年八月十三日。松平若狭守家來横井多  
宮御呼出於松代御廊下。石川左近將監羽  
太庄左衛門松山總右衛門村田兵左衛門  
立合。左近將監被相渡候御書付。

今度内願代趣。付。西を知内川を境。東を浦河御用地  
迄。七ヶ年北内先達て被仰出候御振合を以上地被仰  
出候。依之別紙繪圖面へ掛け紙を以相達候。場所引渡  
の義も。松平信濃守大河内善兵衛三輪藤右衛門へ。於

彼地可被申談候。

八月十三日

寛政十一年二月。蝦夷地御用掛御役人彼  
地出立奉付。松平伊豆守直。松平信濃守  
御用向取計方御趣意被仰渡候御書付。  
今度蝦夷地御用の御趣意も。彼嶋未開地  
有之。夷人共衣食住。三つも不相整。其上人倫  
道亦辨ざる儀。不便の次第奉付。今度御役人被遣。  
御德化を及し教育をたれ。漸々日本に風俗奉歸し。厚く服從い。萬々  
一外國より懷け候事杯有之候と。心底不動様奉存。

込せ候義。御趣意の第一。候得共。然にて唯今俄。事  
を弛め。或そ猥。物を與へ。急速。服從を取候様。よて  
そ。徃々際限。無之。却て永續。致間敷候間。先當時の  
所。土地。仕馴候。交易。業を以て。夷人。共潤ひ候様  
可致候。此交易。儀。是迄の通。町人。許の取計。よてそ。彼  
是不正。趣。有之哉。相聞候。付。此度。御直捌。相  
成。夫々。御役人。交易場。出。取捌候。筈。候。諸。此。仕法。御  
救故。と。申ね。ぐら。猥。弛め。候。て。そ。不宜。候間。交易。仕  
極め。そ。矢張。是迄。姿。据置。升目。秤目。等。不足。無之。  
并。惡敷品。等。不相渡。聊。以。不正。筋。無之。様。精々。吟味

致し夷人共相歡稼方出精致候様より取計べく候。右體  
交易方正敷相成候より付て也。追々出荷等も相増可申  
候得共。此度の御趣意曾以御益を謀候儀よりても無之  
候間。其處へ眼を付。唯々夷人共潤ひ候様。專要取計可  
申候事。

而徃々も耕作の道を教へ。穀食を以命を繫ぎ候事を  
覺えさせ。漸々本邦の風儀より馴候様可教育候事。

但耕作の道未整内とても可成丈連々肉食より遠  
ざかり。穀類も肉食より貴き物と申譯を能々得  
生計道可爲致置候。左候より追て農事を施し候節也。

格別進方宜敷。功摶取可申候。此段能々相含可取  
一扱候。

一此度の御趣意難有段。銘々へ說聞せ可申そ勿論よ  
一候得共。其言と實と不違様可取扱是義第一よ候。彼  
等モ邊鄙の夷狄モテ。其性却て誠實モ有之候間。聊  
たりとも偽を施し。本邦モ無實の國風モ様モ存込  
候フ。先入主モ相成候間。以れ外服從の妨モ可相  
成候。此處專要モ心掛。逸々實意を示し可被申候事。  
一夷人共人足其外モ使候節モ。債米の義別段定例の  
通。遠近モ隨ひ少モ無相違相渡。疑惑を生じ不申様

可取扱候。尤其内より勧格別此のもの。貯米の外より  
少々づゝ品物成共差遣候歟。又モ酒食を給させ候歟。  
其時より依て取計功を賞し可遣候。乍去姑息より流  
れ不申様勘辨いとし。已ミテ勧甲乙より依て御恩澤  
厚薄有之譯を能々知らしめ。銘々其職より進み稼方  
致出精候様可取計候事。

一夷人共日本付詞を遣候事。制禁の由より候得共。此度  
御用地の内を其禁を止め。専より和語を遣ひ候様教  
へ。往々和人より變化いたし候様。教育可致候事。

但此方の人。蝦夷詞遣ひ候義を決して可爲無用

候。ひたすら夷人へ和語を遣そせ候様。専一ふ可  
主被心掛候。

一夷人共追々御徳化を感し御主法を馴き。和人の風俗よ相成度由。望む者有之候。月代亦爲致。日本の服を與へ。尚其者の稼方出精いたし。余人ようも勵む程の者す候。夫々日本風俗の家作を手持へ遣し。外の者共相羨み。追々見習風俗或替候様可被取計候事。

但此度を此方より進め。急す日本風俗を可致と而已謀候。必氣請ふ拘り。成就致間敷候。彼等

方より相望時節を待て可<sub>レ</sub>被取計候。女の風俗相改むる義也。尚更此事<sub>レ</sub>候。

一上を崇め候義も不及申。親<sub>レ</sub>孝を盡し兄弟親類睦敷。朋友<sub>レ</sub>信<sub>レ</sub>尽し候道をも追々諭し。且<sub>レ</sub>いろは文字并數<sub>レ</sub>文字<sub>レ</sub>教込。徃々文字開け候様可<sub>レ</sub>被心掛候事。

一彼地の習<sub>レ</sub>にて。有德なる者<sub>レ</sub>妻を大勢持。貧者<sub>レ</sub>無妻<sub>レ</sub>暮し候由<sub>レ</sub>付。おのづくら男女出生も少く。土地<sub>レ</sub>合せてモ。人別<sub>レ</sub>不足の義と被存候。此義も純一<sub>レ</sub>致し度<sub>レ</sub>此<sub>レ</sub>候得共。急<sub>レ</sub>令を下し候<sub>レ</sub>。

甚氣請<sup>レ</sup>拘り可<sup>レ</sup>申候。徃々人倫<sup>ハ</sup>道なども辨<sup>ヘ</sup>て。  
男女共獨身の者を無<sup>レ</sup>之。子孫多く生る<sup>レ</sup>様致度事  
少<sup>レ</sup>候。急<sup>モ</sup>難相成<sup>レ</sup>筋<sup>ハ</sup>亦候得共。兼々御趣意を含  
み取扱可<sup>レ</sup>被<sup>レ</sup>申候事。

一夷人共病氣の者有<sup>レ</sup>之候<sup>ハ</sup>。品<sup>モ</sup>よ<sup>リ</sup>卧具等を亦  
與<sup>ヘ</sup>。藥用其外可<sup>レ</sup>相成<sup>レ</sup>丈手當い<sup>ハ</sup>し。死亡の者多く  
無<sup>レ</sup>之様。取計可<sup>レ</sup>被<sup>レ</sup>申候事。

右の外此ケ條<sup>モ</sup>洩候分<sup>モ</sup>。其場所々々受取器量次第  
よ十分<sup>モ</sup>力<sup>ハ</sup>盡し。一體開國の御趣意を基本<sup>モ</sup>いた  
し。專教育可<sup>レ</sup>致候。聊<sup>ナ</sup>りとも教育服從の整方。其場所

々々預々此面々手柄子亦相成候間。相互手勵合粉骨  
を可被盡候事。

未二月

右御書付之趣。蝦夷地御用掛一同御役人中一。於松平  
信濃守宅。發足前銘。今被相達候。

御用掛

御書院番頭

松平信濃守

御勘定奉行

石川左近將監

御目付

羽太庄左衛門

御使番

大河内善兵衛

御勘定吟味役

三輪藤右衛門

魯西亞來舶記

○起請文前書の事

一 今度箱館奉行支配吟味役被仰付候。彌公儀御爲第  
一。ふ奉存。御後闇義無之。萬端箱館奉行差圖を請可  
相勤候。尤心得候義を聊遠慮を不加。箱館奉行へ可  
申達候事。

一 御一門方を初め。諸大名諸侍輩ふ對し。御爲惡心を  
以て申合一味仕間敷事。

一 從前ふ被仰出候御法度の趣相守り。自今以後被仰

出候御條目誓書等。是亦違背仕間敷事。

一 御隱密の義。他言仕間敷事。

一切支丹宗門の義。隨分念入心掛。疑敷モ有之候ハ  
少。急度遂詮議箱館奉行へ可申達事。

一 御用の義。付同役人中惡敷不仕。總て依怙負無  
之。万端廉直よ可致事。

一 蝦夷地夷人ども仕置比義。念入取計產業衰微不仕  
様。相心掛可申候勿論。諸運上等の義宜しき様申談。

萬事正路よ取計可申事。

附家來共そ不及申。彼地へ携候諸商人等小對し。

蝦夷人非分せ義無之様爲仕可申事。むす東安。

右條々雖爲一事於致違犯者。

御用地御用留

夜申。文山縣也。奉千里二十里跡。奉山人。

享和二年十一月十一日。松田鍊太郎書判。差出。

請夷。○請負人并蝦夷人。申渡ケ條の事。是達。

鄰處。大頭。又。錢合。貢文。以。可。組。韦。頭。鄰。鄰。也。成。

契。接。蚕。織。部。正。長。役。也。錢。難。難。調。音。老。役。奉。難。難。

當。役。也。隱。岐。守。其。觀。の。ふ。時。既。也。蝦。夷。地。掛。農。文。分。○

廿。甲。翻。事。内。內。番。木。又。存。暮。入。華。產。肉。物。挂。大。賣。織。

東西。より。相。廻。す。候。熊。膽。の。義。何。遠。也。性。合。不。宜。候。上。付。

内實相糺候處。土人共穴熊取獲候て。手當向不足。付押隠し。内々番人又そ稼人等北内商北市のへ賣拂。當所へそ取梓北膽のみ相廻し候よし。然る處文化の度近在亦六ヶ場所よりて取獲る者へ手當の義。取調候處。大熊よて錢拾貫文以下そ右より准じ爲取候よし。蝦夷地の分を貢數不相知候得共。多分當節是迄より倍増北手當爲取遣候。取獲次第直様明白より差出可申。尤土人共山獵北義。十里二十里程亦山中より分入。右体の節を直様屠。食料よりたし候義より付。膽皮共持參候義より可有之候得ど。可成丈全體よりて取寄候

方御取締本相立候間。其儘手持來候。亦一ハ。遠近手  
不拘右北外增手當を。別段爲取遣役。々見張罷在膽  
を取。詰合の者目前手干立候本の姓名。并土人名前地  
名迄相認。廻し方爲致候。正真の品御収納手相成  
可申。尤右御手當等の義支配人共へ爲記置候。差  
引勘定手相成可申。左候て。土人ども勵手も不相成  
候間。其場にて手渡爲致候方。可有之。右様御手當十  
分よ被下候後。猶取拵北品相廻し候。右隠し賣致  
し候者。急度御咎可被仰付旨。土人并支配人番人稼人  
共一申渡し候様。場所諸調役へ御達相成可然哉。此段

相伺申候。

土人へ

御渡條

其方義此後穴熊取獲候。全體比儘無相違運上屋會所へ持越べし。

一仕來よう倍増の手當遣せし。遠方より持越時も別段運賃遣せし。

一山中より食料よいたし。膽皮持來時も手當計ア遣せし。

支配人

番人稼人

右の通申渡候間得其意。其方共ふおひてお以來如何  
せ筋無之様。急度心付年々瞻皮とお出増候様致べし  
織部正殿御渡申場所詰調役へ  
一仕來据置年限相立候上尤。場所々々規格。小前一  
同土人共撫育筋。其外改革せ筈候。然る處年來流  
弊仕來を専務と相心得。御通行の砌取扱向等。手重  
よいたし候より。役々おも心得違ひいたし。開拓の  
御趣意取失候もの有之趣相聞候間。下役同心足  
輕手至る迄。能々可申渡置候。且諸產物せ義を申迄

未無之。出増候様致度。追々實地踏分。及一見候處。開發場所等。平原廣野。不相成様。漁業間隙を見計。請負人共始。小前土人一同田畠地開方。各持場一限。相建候様申諭度。銘々御主意柄相辨。御奉公筋。格別骨折候義。又候得共。流弊仕來錢取直し可申事。又て通筋此義。又箱館より。西地宗谷迄の山路。追々相通し候間。年々人別相増可申候。就てそ被心附候義也。逸々被申立候様可被致。其上勘辯可致候間。下役一古未演舌を以相達置可申事。

一昨辰年出荷物積取として。入津の船數一場限取調

可被申渡候。尤船總積石高出入共調置度事

己六月六日

石狩土人へ御渡

申渡

漁業忙暇有之節也。追々農業筋心得忙爲鍬一挺寃爲  
取遣也。下札此處役土人十三人名前

右の通役土人へ相渡置候間得其意漁業差障不相成  
様繰合遣し。雜穀作方等教導致せし。尤小前土人共

也。追々耕作筋手馴候様仕向遣せ。

本の置外人へ時數置候請負人代

支配人代へ

場所々々支配人其外詰合役人へ對し。商物仕向様の  
義いたし候様相聞候義有之。右様此義も無之積り。  
兼て請負人どもへ申渡置候處等閑よ心得如何此至  
ふ候哉。及沙汰候。万以此後右様此義於有之も嚴重よ  
可申付間。此旨急度相辨。心得違無之様可致。其外土人  
共撫育方不行届。品々相聞如何の事ふ付。是亦以後急  
度相心得一同厚く扶助致し。別て老人盲人并極貧窮

みて漁事勧も出來兼る程此のを。別て心添遣様致  
せ。朝比奈守雖も早輕井坐處等。本職事美難才。  
壬五月共貳來。モ子懸漁。又多事業。歸營み難い。  
右場所諸調役へ。専疑す。

前同文言。金中地役。申上。由其以來。子。一。  
右此適當所請負人代。并支配人。一申渡置候間。得其意  
場所詰一同下役迄。不洩様通達可被致候事。御收納  
廉分書

不。申渡書。某時。群。主意。○。想。某。某。式。事。二  
一。御料。相成候。上。其方。共。迄。厚。御。世。話。被。成。下。候。互  
付。其旨。難。有。存。也。し。○。一。子。某。土。入。坐。盡。水。未

一此度嚴寒、飛雪。時節といへども役土人差遣し衣  
類等被下候義を。其方共身分を申しく御憐恤被成  
下候事よ付。難有相心得。御主意の趣感戴いたまべ  
し。

一是迄魚油沓皮等交易せ爲め。クシユンコタンへ及  
持參候處。途中せ勞も可有之よ付。以來モツアーレ  
御締所迄持越様致せばし。

一外國人共渡來いゝし候歟。又モ事業相營み候。ふ。  
聊セ義と雖ども早速注進致せばし。尤御褒美被下  
置候事。

外國人共より其方共一品物等相與へ候とも。貰請  
候義そ堅無用たるべし。尤其旨訴出次第。其品又よ  
きり。倍々の御慶美被下置候事。

右申渡の趣違失所るべうらび

午正月

來りて。外皇園シツカ家主男名略十一人。祿  
難難夫妻母共。矣然山寒ナエフツ同上。需制六人。聲  
一布子壹枚つ。タランコタン同上三人。

ケフル同上

十二人

合入貢三十イ同上

合人貞三十人

北蝦夷地御用留

○サイモン比事

禮義失まる時も。是戎山家より求るとかや。儒佛比ニ道  
渡モ來りてようも。我皇國の古法大方ハ失ひり。只新  
きを好めるぞ。人心比常なりける。その禮儀内より失ま  
るも。却て奥羽より残り。築紫の國より存まること少なう  
らば。別して本邦は古法ハ。此蝦夷比地よりぞ多からぬ  
る。そを悉くも志すもあたへねど。先其一つ二つを為  
るし置ぬ。此地よりて時々男女ともよ。手先の腐爛する

ものを見しよ。是も何事やらん。奥羽北地にても足の  
指先を雪焼といひて。雪威より腐爛せるものも有し  
が。それともちぎひ。是をサイモンといふ事を。いたせ  
しもの。よしよ。婦人など密通。ゐるひハ隠惡せ  
となどらるとゆらざるを。爭論ふたよびし時。神よち  
のひて。熱湯比中よ小石三つを入れて。是残探し取らし  
むるかと有。其隠惡なき本のを。手依然として腐爛せ  
ば。若隠惡ゐる時を忽然として腐爛し。生涯廢入とな  
る者有。按するよ。是をサイモンといへるも。神よ奉る  
祭文此語の轉訛なるべし。是日本紀應仁天皇九年の

條曰。<sup>上略</sup>武内宿彌與美内宿彌。於是二人各堅執而爭之。是非難決。天皇勅之令諸神祇探湯。是以武内宿彌與美内宿彌共出干磯城川濱爲探湯。武内宿彌勝之。と有六と實。よそ比例。今よ殘るなるべし。とたも小れ。蝦夷奇觀。蝦夷葉那志同。

サイモンといふそ。夷仲間よて何ぞ紛失などせし時。其疑敷思ふす。ほど呼集め。おのく潔白を。せん爲なり。此事をなす。海水をとりて。カモ、といふ器物。へ。なみくと一盃いれ。是を三升五合入すのねう。是残銘々一盃づ。呑事なり。本朝湯起請。熊野牛王比趣。

なり。まゝ錆を焼て是をはらむ事。蝦夷内よりと  
ぞ。夷諺俗話

○償の事

松前家臣より上乗役あり。臘虎皮鷺羽等さら一せ  
皮熊皮熊膽等を課役より取るが主役なり。此役の有司  
松井茂兵衛承りて厚岸より上乗にて行けるときより同  
所北近郷よりヒハセイ村と云ひ。其村の乙名熊膽  
一つ租稅とす。鑑定役とりて目利をされば。正しく偽  
物ふ極も。因て有司の松井茂兵衛大に憤りて厚岸サ  
總乙名イコトイを呼出して。かる贋物を貢物とす

るも。日頃總乙名の取扱ひ不届故なりと。大よ呵す威  
一たり。因てイコトイ彼熊膽其出處を委一く糺一け  
るふ。ヒハセイ此乙名國後嶋より涉海せーときより。交易  
して求たる熊膽なる事慥よりれたり。されば國後嶋  
此土人の仕業みて。ヒハセイ此乙名を掠めしるも  
なう。目利の至らざる誤りと。イコトイ委細より詫けれ  
バ。厚岸漁獵場此通詞林右衛門。其旨を明白より達一け  
る。松井茂兵衛其始終を能々聞き澄し。尤なる事なげ  
ら。誠此蝦夷共せいふ處とも聞えべ。自己の頓智を以  
て辨舌を加へ。利口を云ものならんと。通詞林右衛門

を召捕たまども厚岸より牢屋無之。幸と假藏のす。此仮  
藏をもつらひて牢舎とさせたり。其日より三日より至  
ても食物を與へず閣より。此旨を聞て其邊北獵場番  
人ども大勢群集して種々と詫けれども。有司松井茂  
兵衛許容せば。是より因て總乙名イコトイを始め。外乙  
名共小使シモチ等打寄す集り評議しける。通詞の業  
も蝦夷人共を取扱ひ。道理を以て上へも詫び。下へも  
示せらる役目なるを。此度通詞は難義也。蝦夷人より事  
起りたれば。等閑より捨置がたし。此上も成さけの義  
理を立つべき所なりとて。大勢の蝦夷人等番人を頼

みて。松井茂兵衛へ詫ことせしよ。償辻過料を出まべ  
き。評議一決せし。ウモ。乙名も銘々山中ふかくし秘  
藏して埋置たる。陣太刀合口比短刀鞘巻比太刀。其外  
秘藏せ寶物品々を差出しければ。茂兵衛ゆうく聞濟  
て。林右衛門を彼假藏よう出させ。其科を赦免せしと  
云。今ふ至りて其時ふよき寶物そ。松井茂兵衛ふ奪  
ひとられたうと述懐云けり。予天明六丙午年比夏。厚  
岸ふ至りし時。總乙名イコトイふ逢たりしげ。雜談の  
折節ふ松井茂兵衛。苛政比模様を具ふ聞けり。誠ふ  
民を網むるの姦詐ふして見るふ忍がたき事どもな

ア。天明六丙午の年。松前此城下より逗留の内、竊小風説を聞ふ。價金三十兩餘枚交易せし陣太刀一腰ありと云。過料より取たる品々松前飯府以後より拂ひたれば。大金を得たると云。此事今より至りて止ば。嘆ぜべきは甚しきよのらば。俗より名付てゆきりと云もせなりと。蝦夷草紙

夷人共法を犯す事られバ。其罪の輕重よりて。寶物をもつて罪を贖ふ事なり。其數より増減あり。たゞハバ寶物廿品とある時も。太刀一振にてモ。鍔小柄切羽柄頭目貫鷦目など。皆々取りもけて二十枚數より入る。

事なり。不義せしものといへども。此つくねひをも  
つて事濟むべ故よ。もひて争ひ論ずといふ事もなし。  
いりやうなるむれきしき事らうても。松前へ訴へて  
其對談などを請る事なし。北海隨筆

○埋葬地を發て償を出む事

明治三庚午年。肥塚某が後志國小樽港在勤の節。土地  
をひらかんとして。土人を轉居せしむる折柄。町役人  
村井重三郎と云。家屋の敷地を平均せしよ。そうち  
らば土人は墳墓を掘けり。土人名をニシカ是茂。又  
て。モゲ先祖の屍を堀出し。それふ愁を起さしむるも

甚しき々ざなり。ようて其償を出せよ。と。掛合の末。  
卒ふ重三郎を大山酒一斗三升入三樽。及金三兩を差  
出して事濟たり。これを蝦夷比法とい。土川見聞奇談  
○ウカル比事夷人比事をなす者に也。其所は夷人并親族  
のもの集うて。其者を拷問し罪を糺す事なり。是れウ  
カルといふ。此語は解いあざざざらばといへど  
も。夷語ふ戦せ事をウカルといふ事なり。  
戦の事をまこといふなり。夷人比戦とい  
へる事も。意味ことよ深き事なり。

是モ本邦の邊鄙比人の事也。人を強く打倒せ事を。  
ウチカスムルといふ事なり。戦とのづき人を打倒  
生をもて事といふ故。此言葉を略してウカルといひ  
ふなるべし。されど此處よても人比罪なるを糺し。又  
拷問生るを以てせゆゑよ。同じくウカルとも稱せらる  
ぞや。

古のウカルを行ふ事。たゞ少刑罰の事比みともき  
出じえべ。時よりても。其者を戒め慎ましめんがた  
卒めよ。行ふ事も有と見ゆなり。後も志るせる六種の  
其法を見て志るべし。

是伐行ふの法を六つあり。其一つを前よりいふご  
とく。惡行をなしたる者を打て其罪を糺せり。二  
つとも夷人せ法す。喧嘩争鬭の事あり。負くる者の  
方よう。而やまうせ證として寶器を出せり。是伐つ  
ぐなひと稱せ。其償ひを出せべき時より。ウカ  
ルせ法を行ひ。拷問せる事れど。寶器を出せよ及せ  
して。其罪を免げ事なり。三つも人の變死する事あ  
る時。其子たる者ふ行ふ事あり。是も非業せ死ゆ。其  
家せ凶事なり。其子伐拷問して恐懼戒慎せしめ。  
子孫せ繁榮を祈るあり。又其子なる者親の非

業の死をかねし。憂苦甚しく。ほとんど生をも減ぜ  
ん事をたそれ。拷問して甚心氣を勵し起さんぐ爲よ。  
行ふ事も有よしなう。四つとも父母せ死ふる者よ  
行ふ事あり。是そ其子たる者を強く戒しめて。父母せ  
存在せる時の如く。萬事残はくし。能家を治め  
しめん事を思ひてなう。五つとも流行せ病等有時。其  
病せ來れる方よ。草みて偶人を作り立置て。其處せ夷  
人せうち。一人ふウカル。此法を行ひて。其病を祓ふ事  
あり。六つとも日を連て烈風暴雨等有時。天氣の晴和  
を祈て行ふ事有。此流行せ病を祓ふと。天氣の晴和を

いのるとの二つ。同じく拷問をといへども、シユト  
は白木綿などを巻て、身は痛まさるやうに軽く打事  
なり。此ウカルは外は惡事をなしたるもせられバ。其  
人を罰するは法三つなり。一つはモイトラスケ。二つ  
はモサイモニ。三つはモツグノヒナリ。モイトラスケと  
モ。イトモ鼻をいひラスケを截をいひて、鼻を截とい  
ふ事なり。是モ不義よ女を犯したる者を刑するなり。  
凡夷人は境風俗純朴なるようて、盜賊等は事も少  
なく。まして人を殺害する事なども稀なるゆゑ。刑は  
用ひ方多からず。爰よりふ鼻を截るがごときも。至

極ハ重罪トナシ事ナリ。サイモニトイヘル也。此語ハ解イマジ詳ナラビ。其用ヒトクもたとヘバ。罪ヲ犯しタル者ハりて。鞠訊ヲ盡せヒ。其罪ヨ伏セざル時モ。熟湯ヲまウけ。其人ヲ手ヲいレさせテ。其虛實ヲ糺シ。古史ヨミえル。武内サ宿禰ノ行ヒし。探湯サ法ハ。法ハどくい。もんガ如シ。此刑を行ふ事多く。も女子ハ上よらる事ナリ。ツグノヒトイヘルハ。ヤモなをさハ。償フ義モ。前ムあるせるガ。おとく。罪ヲ犯しシる事ハ。其ハやまうシ證として。寶器ヲ出さしめ。其罪ヲ償ハシ。此三種ノ刑罰。其儀い

まゝ詳ならざる事。多くゆゑ先その大略を爰より附して記せるなり。蝦夷國志

○犯罪者審判の事

蝦夷人犯罪者。かれバ。乙名之を糺問し。判決せざれば總乙名へ告げ。其罪を審案判決す。犯者伏罪の後本人所持の寶器を。罪の輕重より應じ受取。之を被犯人へ渡す。

總乙名とハ國內を總括し。諸事並乙名と協議判決す。此任たるや。素より文字なきが故。土言比傳且モ實地詳明として。明辨博識の人を撰舉す。平土人比内を撰

又並乙名とし。是も大抵一郡一人ふ不遇。此任ふして  
多分平土人を判决す。蝦夷雜書

○釧路乙名手下の蝦夷人残殺害せし始末北  
事

東蝦夷地。釧路ヒ云所の乙名。タシヤニシトイフモサ。  
手下セモノの一人去る頃殺害せし事有。然ビモ人を殺  
セモノの死罪たるべきよし。御制札蝦夷地一統所々御  
立被成候義なれば。タシヤニシモ死罪可被仰付哉。ビ  
當人も存入罷在。一統處々セ乙名共ヘ。此度我等手下  
セモの殺候義モ。尤と思ひ候哉まさる不尤と思ひ候

哉と。乙名共四五十分方へ申觸し候處。何をも手下せ  
もの殺害尤の義より存候。萬一此義より付死罪被仰付候  
事亦有之候。我々も所存相拯居候間。御加勢可申  
上候と云出し候よし。依之右タシヤニシ御成敗有之  
候ハド。其外の乙名ども蜂起可仕摸様より見えたり。夫  
故無作ヒタシヤニシより手残掛兼。先内濟ヒやうせ取  
扱の由。然れバ先達て御取建被成候。制札も皆反古ふ  
成可申。其外々被仰出も皆虚談より成候て。夷人ども心  
服有之まじとやら風說有之候。下略。

右東蝦夷地。釧路場所タシヤニシ。手下せもの殺害い

たし候みてを無之。タシヤニシ悴リキニカクルと申  
申は。酒狂サ上タカイリと申夷人の額。鹿の角茂打  
込候處。間もなく相果候義みて。タシヤニシ殊の外恐  
入。會所近邊を離遠蟄し居候義有之候段。場所詰より  
申越候間。其節私共評議仕候處。右一件を云々未年八  
月廿義みて。御制札立候義も同年の義。纔一兩月みて  
間も無之義ゆゑ。夷人比義より御坐候得バ。御制札の  
趣意相辨様も無之候故。解死人等廿取計仕候て。不  
教民を殺候ふ相當う候。右場所可騷立子細も無之義  
みて。右一件其節右場所々も不及申。以後の義を篤と

申付候様雙方屈伏仕内濟比義相願候付願の通爲取計申候。且前々右體の節を償を以以及和談候仕來故此度も同様仕來通う仕度よ。双方より相願候得共難間届段申渡。右償を差戻し候様。双方納得仕申分無之。解死人等の沙汰ふ不及相濟候義ふ御坐候。

四五十人乙名へ申觸迄候段。此儀釧路塲所最寄乙名も纏此義ふ御坐候。其上タシヤニシ義其砌殊比外愁つ。萬事穩便よ蟄居同様相慎罷在候よし。最初右一件相起り候節。リキンカクル義も釧路塲所立退き。ホンケ木邊み蟄居仕候よし。右親類也者共其邊み住居候

ふ付。右リキニカクルをかくまひ候義ふて御坐候。右の場處夷家少々みて纔人數二十人ふぞ過申間敷。其義を以。徒黨様の風聞ヒ申儀モ御坐候以上。

酉九月

松平信濃守

外二名

休明光記附錄

○不義なる夷女を罰するの事  
人比妻とねりたる事の他。ふ姦淫を犯せバ。頭髪を剃  
ヌニとなひ。おき戎以て其犯せる罪らる事を。人ふ知  
れ易からしむるの戒と。又奸夫若彼婦の夫。或も其

夫の朋友等ふ途中ふて行き逢バ。已れが帶る所の  
劔。及其他のあせも悉く彼ふ奪ひ取らるるなり。

○按ふ今聞くヒコロ猶然ア野作雜記譯說

富饒ヒ夷也。三人も五人も妻をむりふといへども。さ  
して嫉妬ヒと云事もなく。誰夷ゲ妻といふのみふし  
て。別家ふ住し自己のかせぎを以て。子抔産しても養  
育する事ねう。婦夷ヒ身持至てよく。不義抔といふ事  
も。蝦夷の地ふも決してなき風俗ねう。稀ふ不義なる  
夷女有時も。男夷を咎めばして。婦夷を棍棒を以て打  
殺して。海へ流す。蝦夷の法なり。東遊雜記

○セカチ煙草を禁むる等の事  
土人幼年比者を。セカチヒ唱へ煙草を吸ふを禁ば。妻  
を迎ふるふ及んで吸烟を許す。良入煙管を挿裏へ箸  
を仕込事も。乙名ふらざれば不許。蝦夷雜書

○蝦夷地制札の事

今度蝦夷地御改正の上を。國禁無之ても相成間敷哉  
付。制札案の事林大學頭へ申談候處。未二月晦日左  
の通認め被差越候。

草昧の地へ法網を密よ行ひても夷人ビモ服從の  
障アふ可相成事。勿論比義モ候得共。左候逆一向無

法として差置時も暴虐非義のもの懲しむ無之候間。荒々ヒもゝる刑法定置可申事候。依之漢高祖關中入節。秦の苛政を除き三章の法を立てを。今そまゝ取用ひ。且其地露西亞ヒ接壤候事故。邪教禁斷を第一ふ加へ候。則我國法も立。後々其流弊有之間敷候。殊ふ三章を急度あたる準據有之候。心有者ハ議論亦無之哉。存候。高祖關中の父老を約せる法三章也。殺人者を死せん。傷人<sup>ア</sup>および盜せを抵罪也。二條みて三色の事<sup>ト</sup>御坐候。註<sup>シ</sup>。傷<sup>生</sup>人有曲直。盜賊<sup>ト</sup>有多少罪。名不可豫定。故凡言抵罪

未。知。抵。何。罪。也。と。有。之。候。今。の。用。立。る。積。よ。て。相。考。  
候。ふ。右。髡。鉗。城。且。春。杯。と。申。も。こ。と。輕。き。罪。有。者。を。右。  
の。通。よ。し。て。夫。々。比。力。役。ふ。遣。ひ。罪。を。贖。そ。む。る。事。面。  
白。き。事。候。今。其。法。絶。た。れ。ど。も。愚。意。ふ。そ。喧。嘩。口。論。よ。  
て。人。よ。疵。付。け。聊。の。盜。物。等。の。こ。そ。も。比。そ。其。輕。重。を。  
計。ひ。三。五。年。の。限。う。を。定。め。髡。の。毛。残。剃。落。し。道。造。り。  
或。そ。田。畠。地。開。發。よ。嚴。敷。使。ひ。其。罪。を。贖。そ。せ。年。限。滿。  
て。差。免。せ。方。可。然。よ。て。候。其。外。比。微。罪。此。條。法。ふ。不。入。  
事。も。夫。々。勘。辨。を。以。半。年。一。年。等。右。の。通。取。扱。候。い。ふ。  
可。然。候。脩。法。度。書。の。面。も。

一耶穌宗門より荷擔致し候ものを。一家皆死罪たるべし。

一人を殺害いたし候もせひ死罪たるべし。  
一人より疵付并盜致候ものを。輕重より應じ咎むるべし。  
右の通みて大法整ひ可申候。追々風氣を開け。民俗内地のびとく成候上也。公儀御定の通りふ万事取扱可申義。後年を待べき事と存候以上。

右の通より付。猶評論の上彼國此俗。死生二字を甚忌候より付。左は通相認る方可然哉と。三月十四日左近少監より伊豆守殿へ相伺。尤其節前書大學頭よりの書付添

上付處別紙の通可相認旨。同月廿四日被仰渡承附致  
し。翌日返上。古蝦夷地の制札三ヶ條御別紙付通可仕旨被仰渡  
申奉承知候。舉目事す事無也。

舉目三月廿四日土。公卿嘗安の松平信濃守  
吉の重五丁大内替に近東越前外房四十七名各内  
一六七人。捉封盜賊討す。大内重五。慶宇。皆也。よこ山  
一切支丹宗門へ荷擔いたし候も付を。一家の亦は重  
罪たるべし。

一人を殺害いたし候ものも。重罪たるへし。

一人より疵付并盜いたし候もれど。其罪より應じ咎有る

べし。

右の趣林大學頭申談候義より御座候。別紙申聞の趣相添奉御覽入候。此趣より相認め制札立可申哉。奉伺候以

上。

未三月

松平信濃守

外四名

右伺書前書の通承致候様被仰渡。則左の如く御別紙御下け被成。彼俗死の字を忌由より候へ共。人を殺し候ケ條より。矢張死字有之方懲惡比爲ふ亦可有之由。被

申聞候。

罪あむかるべし。

一人を殺したるもせむ。死罪たるべし。

三人ふ疵付又を盜むるものも。其程ふ應じ咎归るべし。  
未。嘗て人所也。財物も歸れ。立て申告奉。同前。右  
未三月四日伊豆守殿。庄左衛門進達。同九日御同  
人より。御書取左近將監へ御渡し。即刻承付返上。  
休記明

○箱館制札比事

箱館制札比事。亥二月伺ひ置しうバ。勘定所へ御下す  
なり。長崎表掛合有之。文化元子年九月廿日。備前守忠  
精朝臣より御下知り。則翌年より建之。其文左比如  
し。商入出。并商事の競味。且夷船を各之せしむる。

幕末手丁定問姫事。

一異國人萬一來る事ありといふと。交易も不及申。  
都て通路應對等。堅禁制比事。

附若怪敷船等見掛け候。早々其所比役所へ可  
注進勿論。差圖なくして右体の船へ。堅く乘づら

らざる事。

一 蝦夷人と相對し商賣を不及申。總て蝦夷地よりおひて、私よ產物商賣堅禁制の事。

一 蝦夷人よ對し非分の義申掛。或も產業の妨よ相成義。決して致間敷事。

一 商人ども并商船の類。私よ蝦夷地へ入べくらざる事。早々申出可請差圖事。置す。可。嘗。寶。西。一。瞬。不。右條々堅可相守候。若於相背も可被行嚴科もの也。

文化元年月日

奉

行

○松前城下高札の事

一從諸國松前渡海比輩。對夷人直下商賣。固く停止の事。

一無子細して松前→令渡海。商賣致者有之ハ。急度可注進事。

附蝦夷人の義。往來何處よても。可爲其心次第事。

一對蝦夷人非分比義。不可申掛事。

右條々堅可相守候。若於致違犯者。速下可處嚴科也。也。

寛文四年御朱印 蝦夷土産

○利別川渡場制札の事

掲示  
捺

一秋味始よう納中川魚不可取事

一川船よて簾網切等所持の者見當次第取押吟味可

致事

一川端よて洗濯鍋釜洗ふ事無用

一青物等川越一切不相成事

右の通堅相心得可申事

月日

瀬棚運

上  
屋

右の外鮭漁中も種々忌言葉又忌事有。坊主及女等の  
通る時も動<sup>。ヤモ</sup>せば川中も轉<sup>コロ</sup>し落し。又大漁<sup>ハ</sup>時もそ  
徃來此ものへ酒飯を振舞等して饗應し賀生る等も  
有。此漁事許も餘の物と違ひ。至て忌言葉等有て。嚴重  
なるものなり。西蝦夷日誌

外國交易手付觸書

露西亞、佛郎察、英吉利、阿蘭陀、亞米利加へ。交易御允許  
手相成候ふ付。左の條々可相心得候。

一、交易手付爲取締外國の役人商人等。箱館表へ居留  
御差許有之。地所御渡相成候間。右構内へ猥<sup>ハ</sup>立入

間敷候事。

右居留の者并入津此船より乘組の者共。各方へ十里限  
マ遊歩爲致。東モ尻岸内村。西モ木子内村。北モ鷺木村。  
限徘徊致べく候間。若途中ふ於て及暮止宿の義申談  
る義有之節也。相對を以相當の旅籠代請取無差支様  
可取計事。

一交易直組以來外國商人より買請の荷物品柄貫目  
代料等。巨細書面致荷主調印の上。運上役所へ差  
出可請差圖事。直組以來外國商人へ相渡候出荷物  
申立濱方改此物産を遣し。極印打渡候殊ふ箇立

以前其段可申出事。

一 蝦夷地並在々其場所出產物比分。是迄比通り相心得問屋共取扱。沖の口御番所へ可相届事。

一 輸出の品も。總て其運上外國人より取立候事。

一 運上を可減爲め外國人より馴合。積荷物目録取持於差出也。其品取立て御咎め可申付事。

一 運上役所へ不申立。自己より出荷物相渡。又そ禁制の品。竊ふ積荷は内へ隠し相渡ふ於てそ。其品取上御咎可申付事。

一 密交易致し候事のそ。吟味の上嚴重御仕置可有之

事。運上諸品。并米麥銅牛煎海鼠干鮑石炭等也。御直  
捌の外。交易停止之事。阿片持渡の義も。嚴禁旨。外國人へ被仰渡候。隠し  
荷物いたし持渡比段。及見聞候つて早々可訴出候。  
若内證よて交易賣買致せふ於てハ。可處嚴科事。  
一貨幣及不造金銀。并銅錢を輸出停止の事。  
一交易出入共。朝五つ時より七つ時を可限。若陸揚并  
上船積中夜より入候つて。其段運上役所へ申立可請  
差圏。無謂夜中荷物揚下いたまふおひてそ。其品可

取上事。

一外國人共不法其外難澁の義申掛け候。委細書面を以可訴出尤賣掛け貸金滯等。一應取締外國役人へ可申談遣候得共。素相對を以取引いたし候義。付強て可及沙汰筋。無之候間可成丈賣掛け貸金等不致様可心得買掛け。不嵩様可心得事。右此通令觸知小前等旅人。至迄不洩様心得可相守。萬一於背者可爲曲事者也。

未六月廿九日

箱館御役所

右此通被仰出候間此段相觸候以上

さ九面斬出。難門。北門。木輪。難門。町役所

蝦夷雜書

萬物公背。百鬼、曲專、斧出。

吉地飯令。時咲小神等入。占至夜。不更氣。仍對酒。賊良  
才。有金鞍。不。趕。駕。而。山。買。得。才。不。為。財。百。山。駕。事。  
利。義。善。甘。飲。才。已。逐。以。水。確。山。無。之。難。問。直。如。才。會。供。  
國。寃。入。二。石。申。難。難。替。共。素。時。懶。今。以。東。問。四。五。才。  
山。水。瓦。襯。出。木。賣。樹。也。贊。金。鞍。等。才。一。寒。翠。靜。妙。才。  
一。衣。圓。大。共。不。去。其。木。難。難。○。義。申。樹。相。難。○。李。難。書。



